
笛原小学校 P T A 規約

笹原小学校PTA規約

第1章 総 則

第1条 名 称 及び 設 立

本会は笹原小学校PTAといい、昭和36年4月28日設立に伴い笹原小学校に拠点をおきます。

第2条 目 的

- 1、学校と家庭と地域が協力して児童のすこやかな成長を図ります。
- 2、会員相互の親睦を深め、教養を高めます。

第3条 方 針

- 1、本会は民主的かつ自主的な団体です。
- 2、本会は政治的、宗教的、営利的性格を持ちません。
- 3、本会は学校運営に関して、その活動を助けるための意見を述べることができます。

第4条 活 動

本会の目的を達成するために必要な活動を協力して行います。

第5条 会 員

本校児童の保護者および本校の教職員で組織し、会員は平等の権利と義務を有します。

第6条 会 計

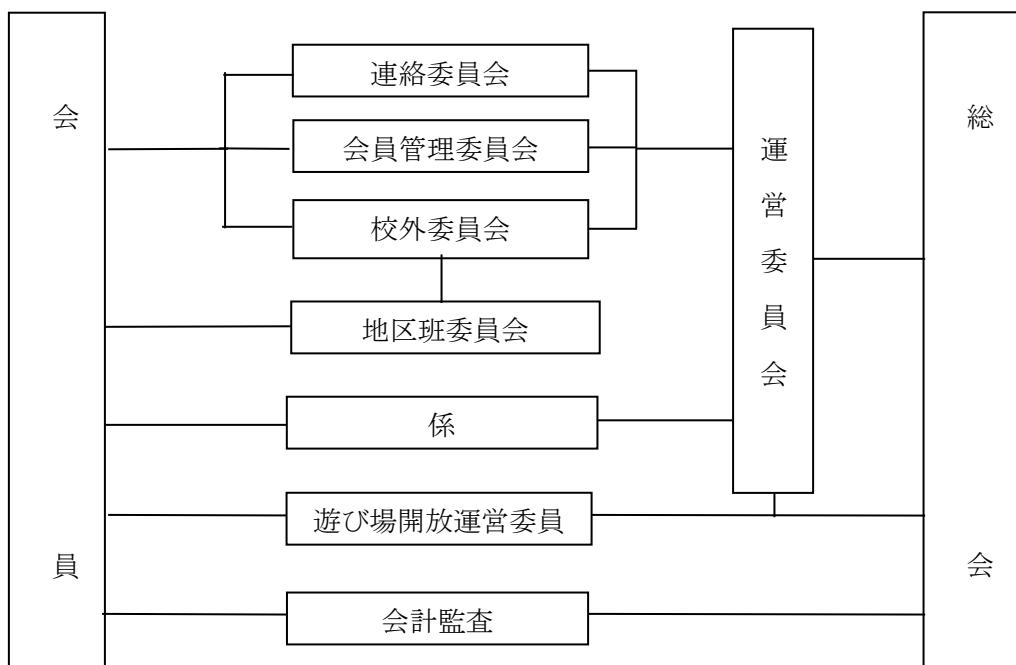
- 1、本会の経費は会費および他の収入をもってこれにあてます。
- 2、本会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
- 3、会費は一家庭単位とし、納入は年一回年度始めとします。
- 4、転入及び途中加入会員については、加入学期より納入します。
- 5、会費の変更は、総会の承認を必要とします。
- 6、本会の予算の原案は、各委員長と会計で作成します。

第7条 個人情報の取り扱い

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については本規約末尾の『個人情報の取り扱いについて』に定め、適正に運用するものとします。

第2章 組織

第8条 本会の組織は次のように構成されています。



第9条 委員会・委員

1、本会に次の委員会をおきます。

①連絡委員会

委員長（対外的にはPTA会長）、副委員長、書記、会計、教職員若干名で構成され、PTA活動全般を運営するための連絡調整にあたります。

②会員管理委員会

PTA入退会、名簿の管理、委員・係の募集、メール配信等にあたります。

③校外委員会

地域での児童の健全な育成と安全をはかり、会員・児童の交流を深めるために地区班と協力しながら活動します。

④地区班委員会

地区班は地域ごとに編成され、校外委員会と協力しながら活動します。

⑤遊び場開放運営委員会

委員長、副委員長、書記、会計、管理係で構成され、区からの委託を請けた校庭開放、行事の運営にあたります。運営委員会の諮問機関で、議決権は有しません。

2、委員の選出および任期は次の通りです。

①各委員は必要定数を公募により選出し、総会で承認されます。

ただし、連絡委員長のみ前年度秋に立候補を募り、立候補者がいた場合その時点で選出し信任投票の後、総会で承認されます。

②各委員会は事前立候補制により選出された連絡委員長を除き、正副委員長を互選します。

③教職員の委員の決定は学校に一任します。

④委員の任期は一年としますが、再任は妨げません。

⑤委員に欠員が生じた時は必要に応じて補充します。

第10条 係

PTA活動を円滑に運営するために係をおき、会員はこれを分担します。

1、各係は必要定数を公募により選出し、必要に応じて代表者を決めます。

2、係の任期は一年とし、欠員が生じたときは必要に応じて補充します。

3、係の編成はその年度により変更することができます。

第11条 会計監査

1、会計監査は会計を年二回（9月、3月）監査し、その結果を総会または文書において会員に報告します。

2、会計監査は三名とし、運営委員会が推薦し総会で承認されます。

3、会計監査の任期は一年とし、委員と兼任しないものとします。

4、会計監査に欠員が生じた時は、運営委員会が推薦し補充します。

第3章 会議

第12条 総会

1、総会は本会の最高決議機関です。

2、定期総会は年度初めに開きます。臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の五分の一以上の要求があった場合に開くことができます。

3、総会成立の定数は委任状を含め、会員数の三分の一以上とします。

4、議決は出席者の過半数の賛成を必要とします。

5、総会の任務は次のとおりとします。

①前年度の各委員会活動ならびに決算の承認

②新年度委員および会計監査の承認

③新年度の各委員会活動計画および予算の承認

④規約改正

⑤その他必要な事項についての審議および決定

第13条 運営委員会

- 1、運営委員会は総会につぐ決議機関です。
- 2、運営委員会は連絡委員、会計管理委員、校外委員、校長、副校長で構成されます。
- 3、運営委員会は原則毎月一回定例を開くほか、必要に応じて開きます。
- 4、運営委員会の任務はつぎの通りとします。
 - ①総会に提出する議案の審議および決定
 - ②各委員会から提出された事項の審議
 - ③各委員会及び各係で実施された事項の報告
 - ④特別委員会の設置に関する事項の審議及び決定
 - ⑤各委員会、学校との連絡と調整
 - ⑥その他必要と認めた事項の審議

第14条 特別委員会

- 1、特別委員会は、運営委員会の諮問機関で、決定権や議決権は有しない委員会です。
- 2、活動の経過を運営委員会に報告し、実施に当たっては運営委員会または総会の承認を得ます。

第4章 慶弔

第15条 慶弔並びにお見舞いについては慣例に従い、PTAとして慶弔の意を表します。

その他必要のある場合は、連絡委員会で協議・決定し運営委員会に報告します。

慶弔金規定

○笛原小学校PTA規約第15条に定める会員の慶弔金については、すべてこの慶弔金規定に定めるところによる。

婚姻 会員の教職員が結婚する場合は、次の祝い金を贈与する。5,000円

傷病 会員が疾病にかかり又は怪我をした場合、次の基準により見舞金を贈与する。
3週間以上の入院時 3,000円

死亡 会員本人、会員教職員の配偶者又は子が死亡した場合は、次の弔慰金を贈与する。

会員本人（児童・保護者・教職員） 10,000円

会員教職員の配偶者・子 5,000円

効力規定

本規約は昭和36年4月28日より実施する。

一部改正 昭和37年4月28日、38年5月11日、39年5月9日

昭和42年5月6日

全面改正 昭和43年3月9日
一部改正 昭和48年3月9日
一部改正 昭和62年5月21日
慶弔細則第四条一項を付則 昭和63年3月9日
一部改正 平成2年3月17日。同4月1日より実施する。
全面改正 平成7年2月18日。同4月1日より実施する。
一部改正 平成10年5月12日
文言改訂 平成17年9月22日
文言追加 平成19年5月18日
文言追加 平成23年5月13日
文言追加 平成28年5月6日
文言改訂及び追加 平成29年5月9日
第1章に第7条を追加 平成30年5月8日
文言追加 令和元年5月7日
規約第2章第9条2④の『特例』追加（令和6年4月まで有効） 令和元年5月7日
一部改正 令和2年6月10日
全面改正 令和2年12月6日
文言改訂 令和4年5月13日
文言改訂 令和6年5月16日

令和6年5月 篠原小学校P.T.A